

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月九日

広島県知事 湯崎英彦

## 広島県条例第四十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

### （趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

### （設備運営基準の目的）

第二条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障する。

### （設備運営基準の向上）

第三条 知事は、広島県子ども・子育て審議会条例（平成二十五年広島県条例第四十五号）第一条の規定に基づき設置された広島県子ども・子育て審議会の意見を聴いた上で、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

### （設備運営基準と幼保連携型認定こども園の設置者）

第四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

### （幼保連携型認定こども園の一般原則）

第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護

者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第一条第七項に規定する目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

#### （職員の知識及び技能の向上等）

第六条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法第二条第七項に規定する目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

#### （差別的取扱いの禁止）

第七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児及びその家族の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

#### （虐待等の禁止）

第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### （懲戒に係る権限の濫用禁止）

第九条 幼保連携型認定こども園の園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に關し園児の福祉のため必要な措置をとるとときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

#### （食事）

第十条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第二十条第一項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねて他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならぬ。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園の設置者は、食育の推進に努めなければならない。

(秘密保持等)

第十一条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十二条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その行つた教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、その行つた教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 幼保連携型認定こども園の設置者は、都道府県又は市町村から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

5 幼保連携型認定こども園の設置者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(位置等)

第十三条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ。

(園舎及び園庭)

第十四条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建て以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、三階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、一階に設けなければならない。ただし、園舎が次条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす場合にあっては保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、同条第二号から第八号までに掲げる要件を満たす場合にあっては保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。  
一 第十八条第一項に規定する学級の数（以下「学級数」という。）が一の場合にあっては百八十平方メートル、学級数が一を超える場合にあっては百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、第十六条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 学級数が二以下の場合にあっては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合にあっては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満三歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎の基準の特例）

第十五条 保育室等を二階に設ける園舎は第一号、第二号及び第六号の要件に、保育室等を三階以上に設ける園舎は第二号から第八号までの要件に該当するものでなければならない。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備が一以上設けられていること。

四階以上		三階		二階		階区分
避難用	常用	避難用	常用	避難用	常用	設備
1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると知事が認めるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると知事が認めるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。）	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。）	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。）	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項各号に規定する構造の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に規定する構造を有するものに限る。）	2 1 屋内階段 屋外階段
2 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	3 屋外階段	備

する構造を有するものに限る。)

- |                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 | 3 建築基準法施行令第一百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段 |
|------------------------------|------------------------------------|

三 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効なダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

五 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（園舎に備えるべき設備）

第十六条 園舎には、次に掲げる設備（第一号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、職員室にあつては保健室と、保育室にあつては遊戯室とそれぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 乳児室又はほふく室
- 三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十条第一項ただし書に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上でなければならない。

一 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積  
7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第十七条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、保健衛生及び安全に配慮されたものでなければならない。
- 3 第一項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(学級の編制の基準)

第十八条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 一学級の園児数は、三十五人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員の数等)

第十九条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、保育教諭等は、専任の副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。次項において同じ。）若しくは教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。次項において同じ。）が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。）は、付録の算式により算定した人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した職員の数が、学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数以上の職員を置かなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、食事の提供について、第十条第一項ただし書に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園に

あつては、調理員を置かないことができる。

## 6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

### 一 副園長又は教頭

### 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

### 三 事務職員

#### (設備及び職員の基準の特例)

第二十条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができ。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

2 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

#### (教育及び保育を行う期間及び時間)

第二十一条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 每学年の教育週数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

#### (園児の心身の状況への配慮)

第二十二条 幼保連携型認定こども園で行う教育は、園児の心身の状況に配慮して行わなければならない。

#### (保護者との連絡)

第二十三条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容その他の事項について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### (子育て支援事業の内容)

第二十四条 幼保連携型認定こども園においては、保護者が子育てについての第一義的責

任を有するという基本認識の下に、規則で定めるところにより、子育て支援事業が実施されなければならない。

(掲示)

第二十五条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(規則への委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、設備運営基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条本文に規定する政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第十九条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例による。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第十四条、第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第十九条第二項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園

に係る第十四条第三項及び第七項並びに第十六条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定 読み替える	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十四条第三項 第十四条第六項 第三項	次条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
第十四条第六項 第七項	一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 学級数が二以下の場合にあつては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合は八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積	一 学級数が二以下の場合にあつては三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合にあつては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積
第十六條第六項	一 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	一 乳児室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると知事が認めるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第十四条第六項及び第七項並びに第十六条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十四条第六項	<p>一 第十八条第一項に規定する学級の数（以下「学級数」という。）が一の場合にあっては百八十平方メートル、学級数が一を超える場合にあっては百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積</p>	<p>一 満三歳以上の園児数に応じ、第十六条第六項の規定により算定した面積</p>
第十四条第七項	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 学級数が二以下の場合については三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積、学級数が二を超える場合にあっては八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</p>	<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積以上</p>
第十六条第六項第一号	<p>三・三平方メートル</p>	<p>一・六五平方メートル</p>

### 3

施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園は、当分の間、第十四条第五項の規定にかかるわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

士麿（深十九郎謹述）

$$\frac{\text{満1歳未満の園児の数}}{3} + \frac{\text{満1歳以上満3歳未満の園児の数}}{6} + \frac{\text{満3歳以上満4歳未満の園児の数}}{20}$$
$$+ \frac{\text{満4歳以上の園児の数}}{30}$$